

原作

Dinusha Mendis
上野達弘

メ
タ
バ
ー
ス
に

おける

未来への旅
著作権

作画・キャラクター：花まみも

Authors and Illustrators

原作

Dinusha Mendis, Professor of Intellectual Property & Innovation Law and Director of the
Centre for Intellectual Property, Policy & Management (CIPPM),
Bournemouth University, UK

上野達弘 早稲田大学法学学術院教授、知的財産法制研究所（RCLIP）所長

漫画

花まみも（作画・キャラクター）

葉月（カバーデザイン）

謝 辞

本作品は著者 2 名の共同研究に基づく共著論文「'Mind the (virtual) Gap': A critical analysis of UK and Japanese copyright law relating to the metaverse」（2025 年公表予定）の執筆過程で作成された成果です。

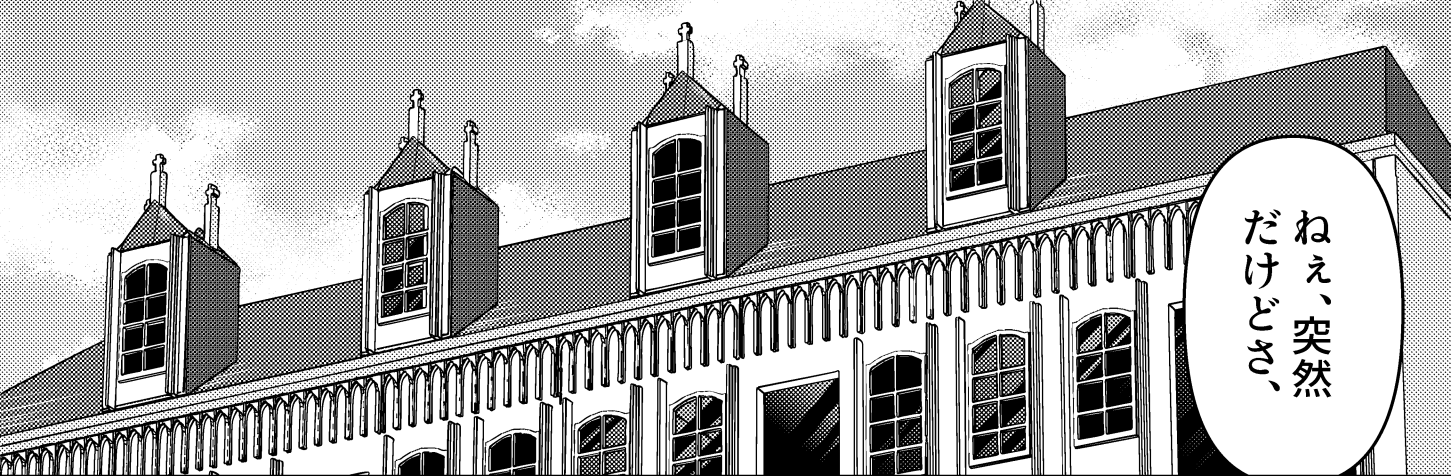
我々著者は、早稲田大学漫画研究会のメンバー、特に作画・キャラクターデザイン等を担当された花まみもさん、カバーデザインを担当された葉月さんがメタバースと著作権に関連する我々の研究に命を吹き込んでくれたことに感謝しています。彼らのイラストと独創的なアイデアがなければ、本作品は実現しなかったでしょう。

また、本研究は、日本学術振興会の外国人研究者招へい事業（2023 年度：L23528）による助成を受けて、2023 年 7 月～10 月に早稲田大学で実施された共同研究の成果です。我々はその多大な支援に心から感謝しています。本作品および共著論文のみならず、2023 年 10 月 2 日に早稲田大学で開催された RCLIP セミナーが実現できたのも、日本学術振興会の助成金のおかげです。

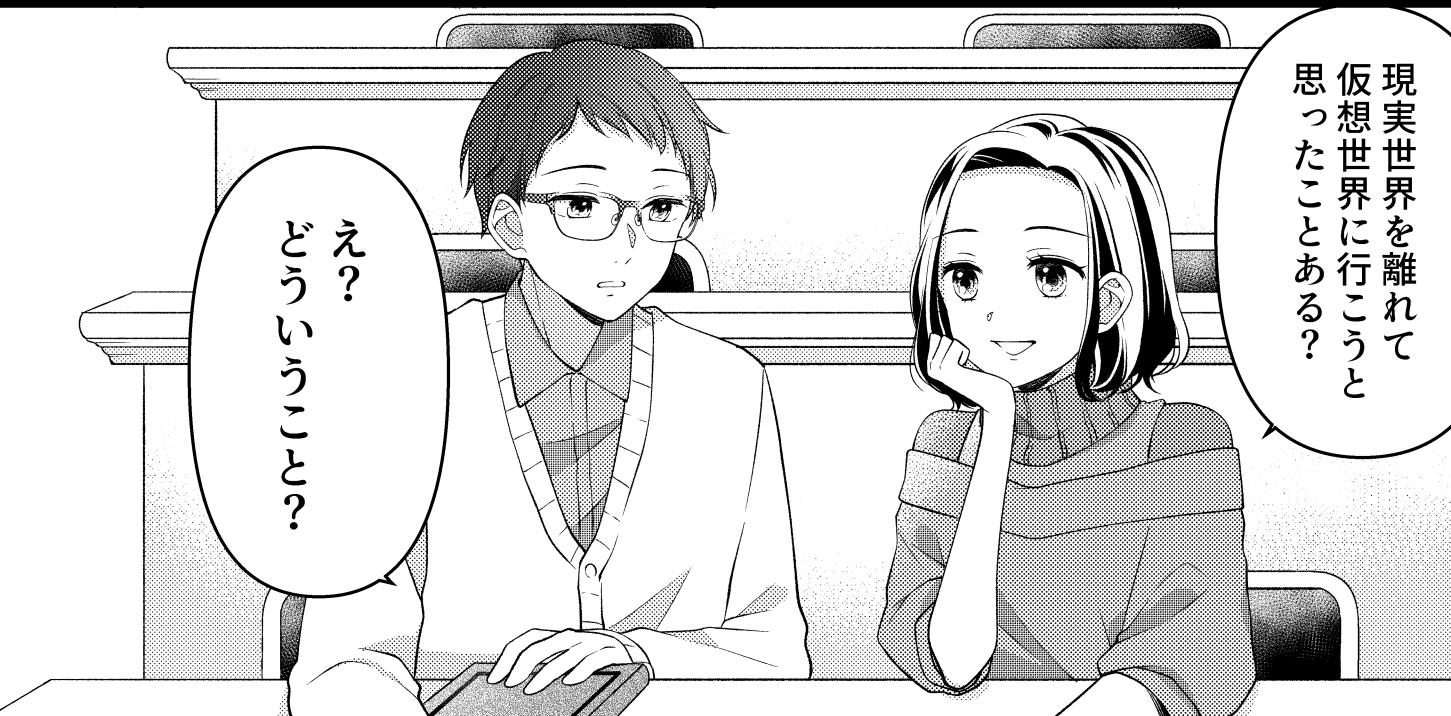
Dinusha Mendis

上野達弘

2024 年 12 月

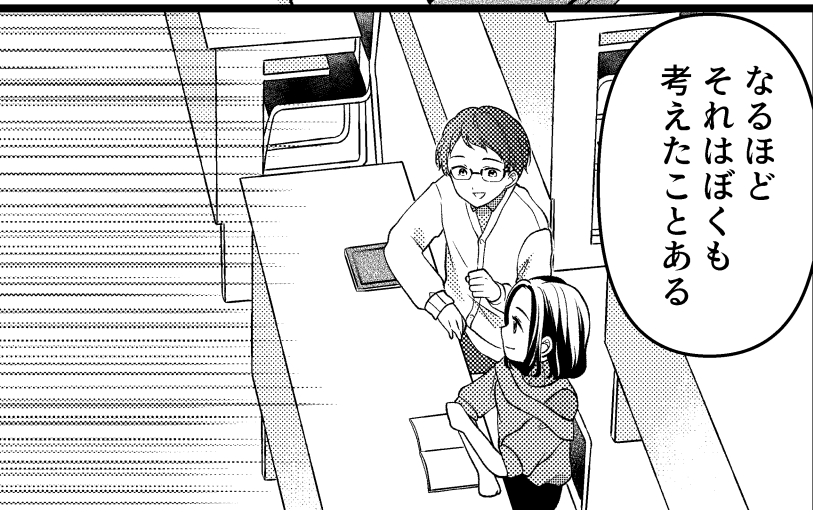


ねえ、突然
だけどさ、

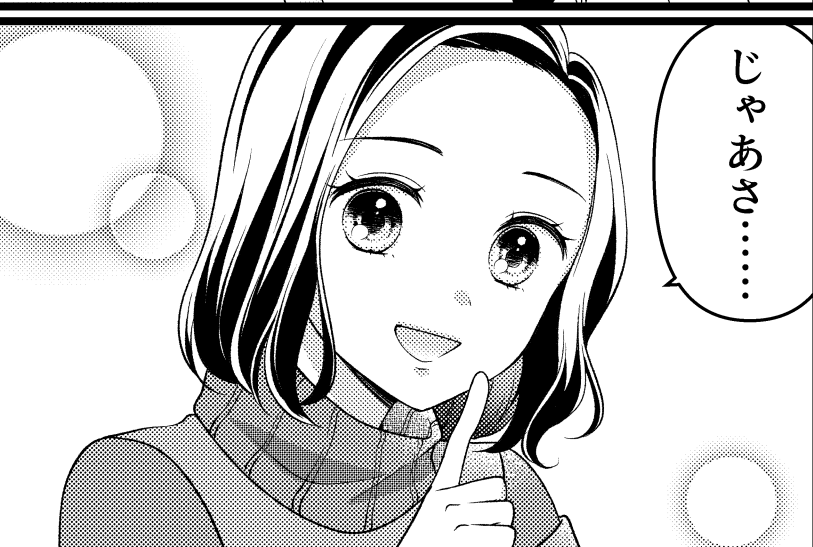


現実世界を離れて
仮想世界に行こうと
思ったことある？

え？
どういふこと？



なるほど
それはよくも
考えたことある



じゃあさ……



メタバースへの旅

そしてそれが著作権に
とってどういう意味を持つか
考えたことあるかなって

一緒にメタバースに旅して

メタバースの世界

そしてそれが著作権と
どんな関係があるかを
見に行こう



そもそもメタバース
って定義はあるの？

現実世界とはどう
関係するのかな

今のところ
確立された定義は
ないんだけど

人々の生活の
様々な部分について
物理的な現実から没入型の
現実に移行させようとする
もので、取引にビットコイン
やNFTといったデジタル
通貨が使われるのよ

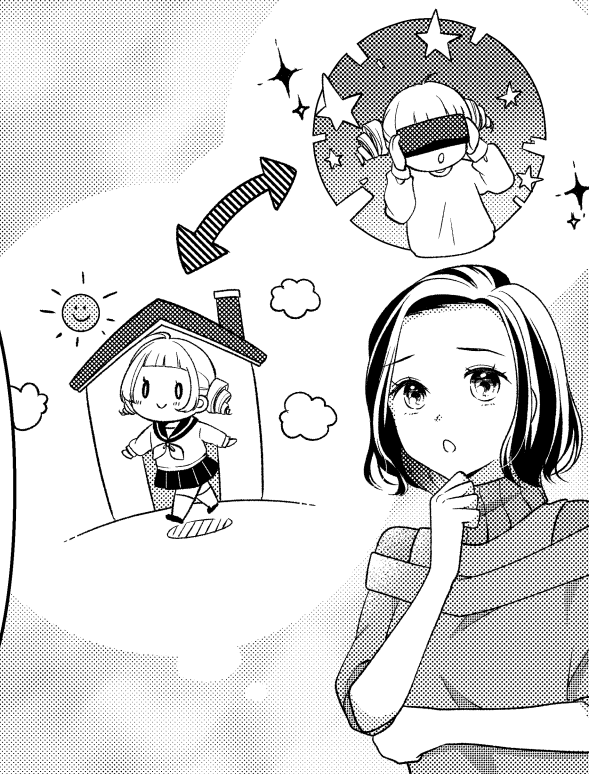
いいね！



でも結局、私たちが
現実世界と仮想世界を
行き来するなら、

両方がまったく別
というわけには
いかないわよね……

ゲームの世界は架空の
環境だろうけど
メタバースで人が活動
するなら、現実世界との
親和性がないと……



たしかに……

今こうして見渡すと
このメタバースには
ザ・シャードや
ガーキンがあるね

こういう建物は著作権が
あるはずだけど……





今私たちが
向かっている
スカイツリーや都庁も
著作権で保護されてる
はずよね

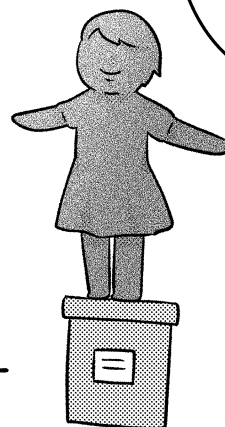
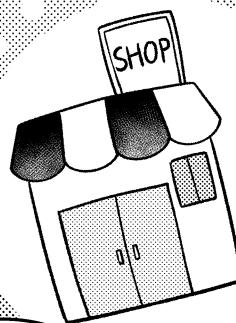
となると
こういう建物をメタバース
では再現しちゃいけない
ってこと……？

ロンドンのザ・シャード(2012年)やガーキン(2003年)、
東京のスカイツリー(2012年)や都庁(1990年)といった
建物は、創作性のある著作物として、現在も著作権で保護
されています(ザ・シャードとガーキンは商標登録もされて
います)。
こうした建物、模型、設計図の著作権は、原則として、
建築設計図の作成者である建築家に帰属しており、その
死後70年間にわたって存続します。
このように著作権のある著作物は権利者の許諾なく利用
できないというのが原則になります。

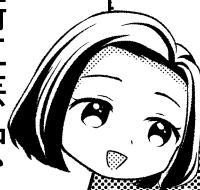
でも、著作権法には
「風景の自由」という
例外規定があるよね



この例外規定によって、
一般に公開されている
パブリックスペースに
恒常的に設置されている
ものであれば、



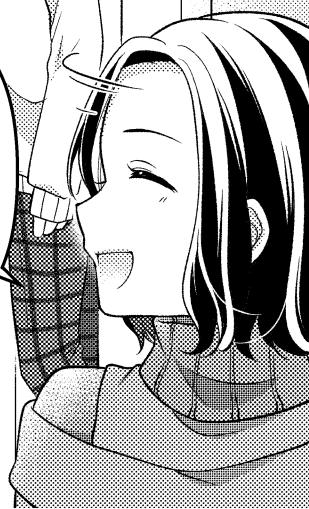
建物、彫刻、美術工芸品を
自由に写真や映画に撮れるし、
それを売ったりすることも
原則問題ないのよ

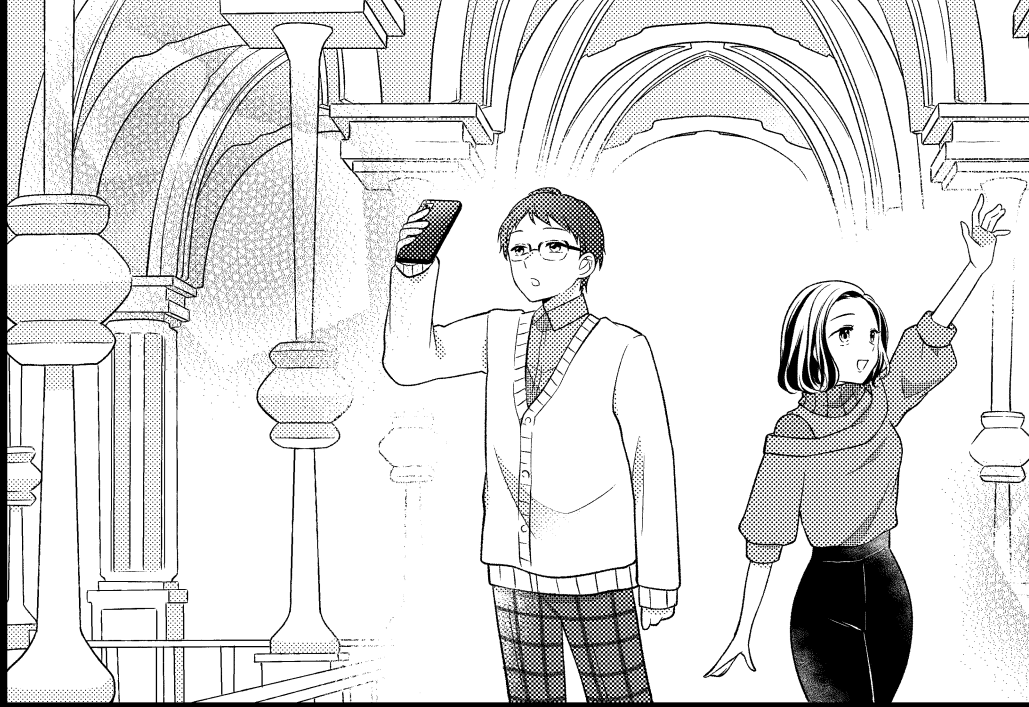


ってことは
こういうメタバースも
著作権侵害に当たらない
ってことでもいいのかな？



そうね！





さらに、この例外規定は
建物の外部だけじゃなくて
内部にも適用されるの



でも、日本法は
それほど広くない
のよね……

日本法では、
屋外の美術品は自由に
利用できるけど、

屋内の美術品は
たとえ一般公衆に開放されて
いる場所であっても
利用できないの



だから駅構内や
市役所ロビーに
置かれている
彫刻は、無断で
メタバースに
再現できないんだよね



ただ、イギリス法の
「風景の自由」の
例外規定にも制限が
あるのよ！

例えば？

グラフィック作品には
適用されないの、

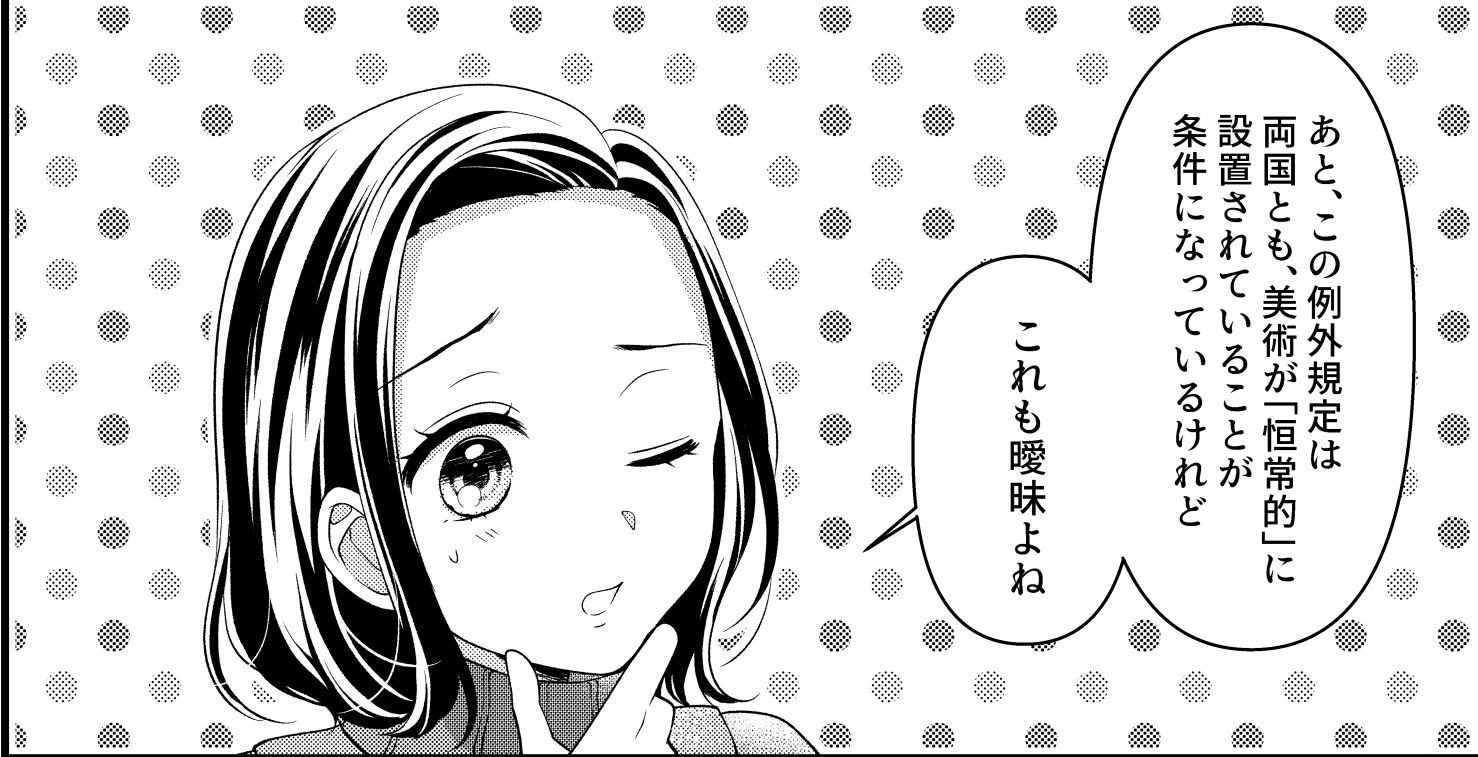
建物の壁に平面の
絵画や写真がある場合、
これらをメタバースで
再現すると、著作権侵害
になっちゃうのよ

日本法では、
建造物の外壁であっても
美術の「原作品」が恒常的に
設置された場合は
例外規定の対象になるん
だけ、

漫画のイラストみたいに
複製されたグラフィック作品
が建物の外壁に描かれてる
場合は対象外なんだよね

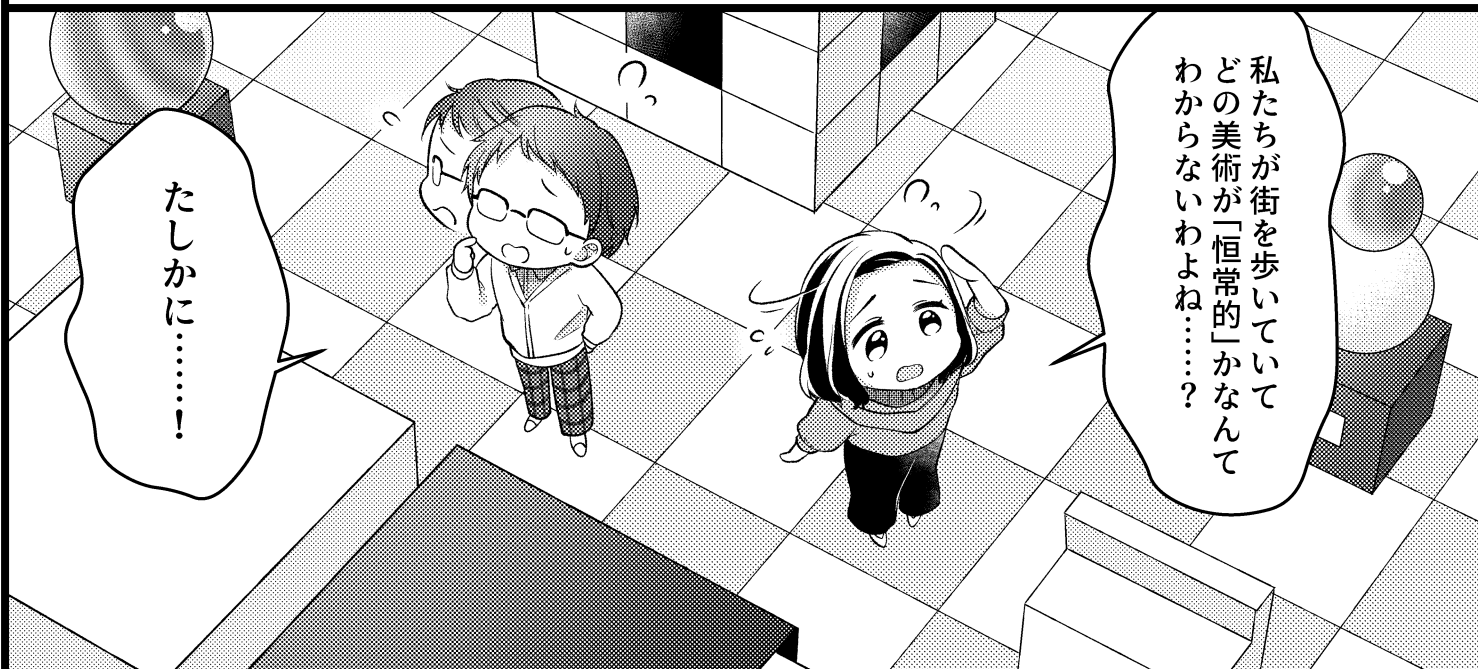
現実世界をメタバース
に再現するとき、
この点は不都合だよ

そうなのよね



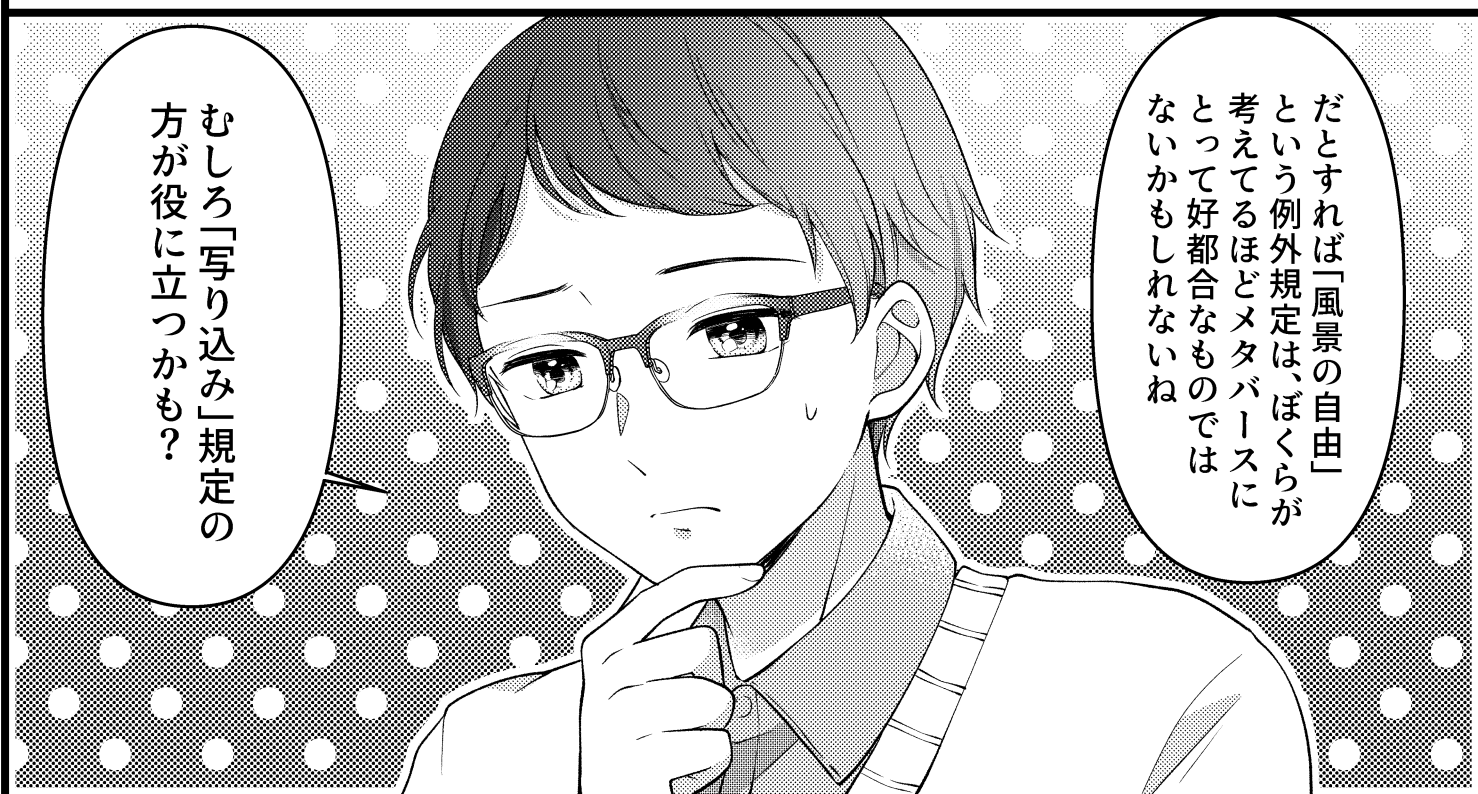
あと、この例外規定は
両国とも、美術が「恒常的」に
設置されていることが
条件になっているけれど

これも曖昧よね



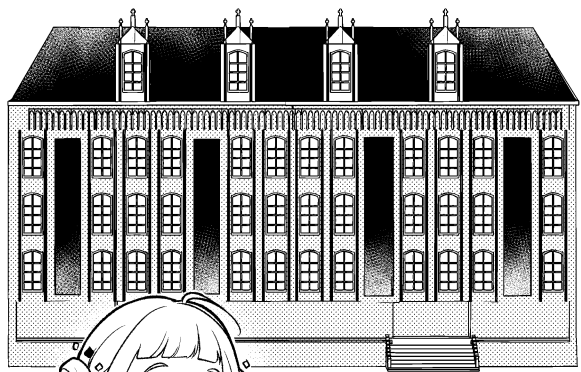
私たちが街を歩いていて
どの美術が「恒常的」かなんて
わからないわよね……？

たしかに……！



だとすれば「風景の自由」
という例外規定は、ぼくらが
考えてるほどメタバースに
とって好都合なものでは
ないかもしれないね

むしろ「写り込み」規定の
方が役に立つかも？



ただ、イギリスでは2003年の判決で、ステッカーアルバムにおいて、プレミアリーグのサッカー選手のユニフォーム上の個人バッジやクラブエンブレムが含まれたことが「付随的」ではないと判断した例も……

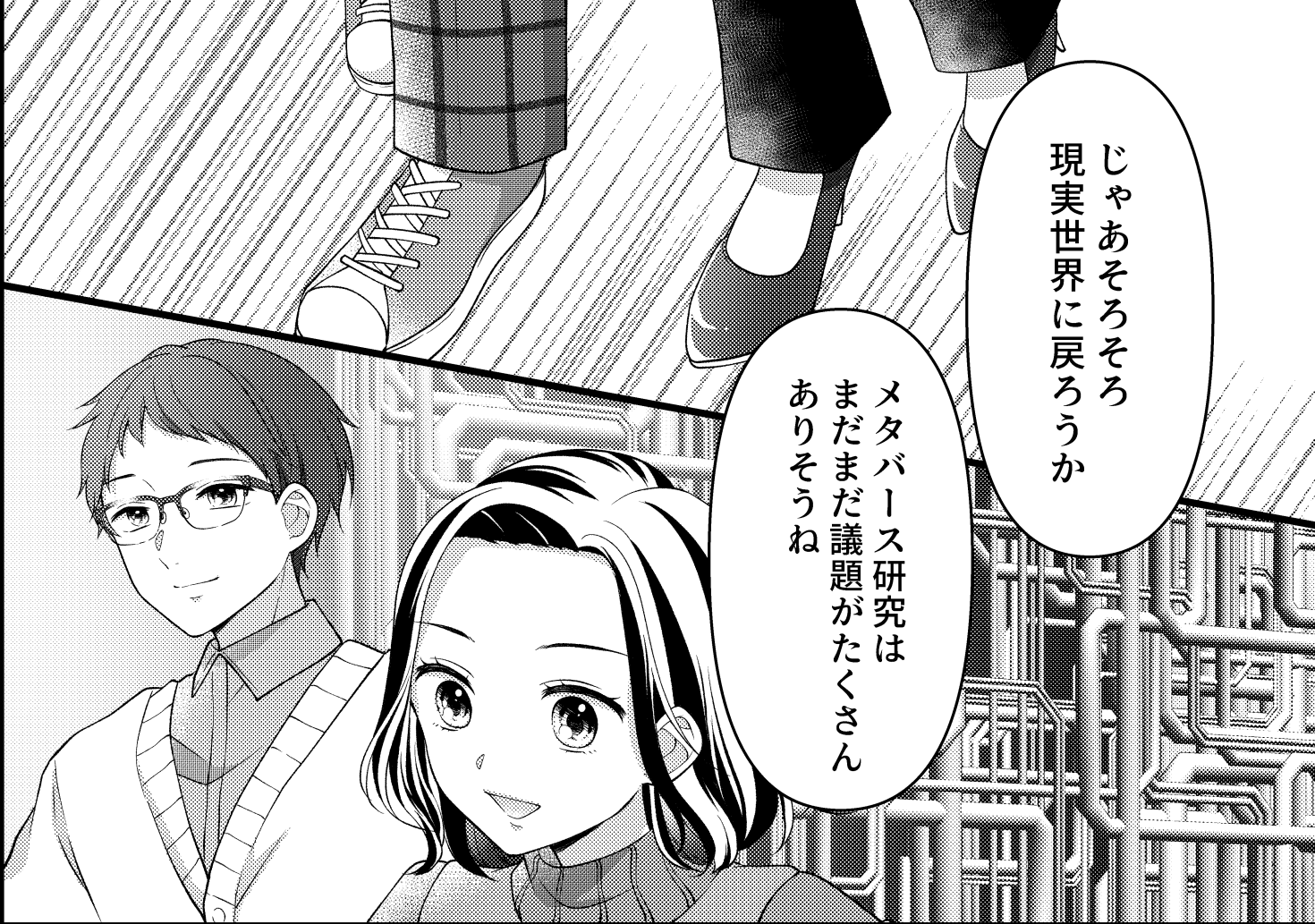
「写り込み」規定がすごいのは、対象に付随すると言える限り、著作権のある著作物を別の作品に使っていいということなんだよね

日本の規定は、特に二〇二〇年の改正後はもっと広くなって、意図的な「写し込み」にも適用され得るようになったんだ

すべてのカテゴリーの著作物に適用されるからメタバースで作品を再現する際にとっても好都合なんだよ

イギリスの写り込み規定は音楽作品が対象外だという点でも狭いのよね

やっぱり日本はメタバースとの関係でも有利な立場にあるんだわ！



じゃあそろそろ
現実世界に戻ろうか

メタバース研究は
まだまだ議題がたくさん
ありそうね



いつかまた
メタバースで会えたら
一緒に考えましょう！